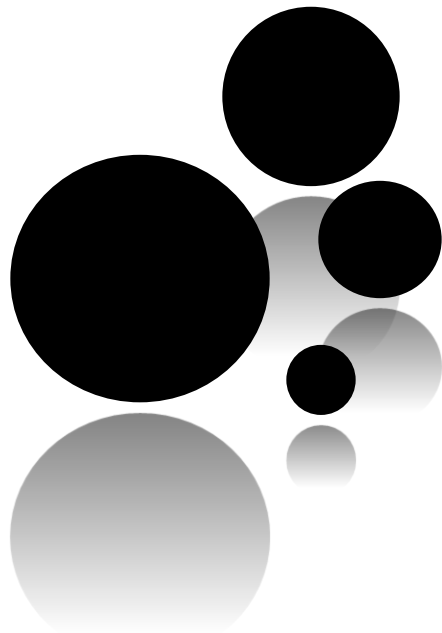


2022 夏 税理士オープンセミナー

【科目別攻略セミナー】

所得税法



**各コース初回講義を無料で体験受講できます。
開講日に、各校受付へ直接お越しください(予約不要)。**

※ コースの開講日につきましては、「税理士パンフレット」をご覧ください。

TAC税理士講座

目 次

ページ

テーマ 1 科目の特徴 1 ～ 7

テーマ 2 本試験の傾向と対策 8 ～ 9

テーマ 3 8 月入学コースの紹介 10 ～ 11

テーマ 1

科目の特徴

1 学習内容

1 科目の概要

所得税は、「所得」に対して課される国税で、我が国の税収入の大部分を占めています。

ここでいう「所得」というのは、一般的には「利益」とか「儲け」と言われるものになりますので、個人に関していえば、会社から支給を受ける給与とか年金、預貯金の利子、株式の譲渡益や配当金の他、懸賞の賞金品などが該当し、法人に関していえば事業活動から生ずる利益がこれにあたります。

	所 得 税 法	法 人 税 法
課税 対象	個人の所得 ※ 法人として登記されていないもの	法人の所得 ※ 法人として登記されているもの
税目	所 得 税	法 人 税
課税 期間	一 暦 年 間 (1 月 1 日～12月31日までの期間)	一事業年度 (各法人が定款に定める事業年度)
申告 納付 期限	その年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日ま での期間	事業年度終了の日の翌日から 2 月以内

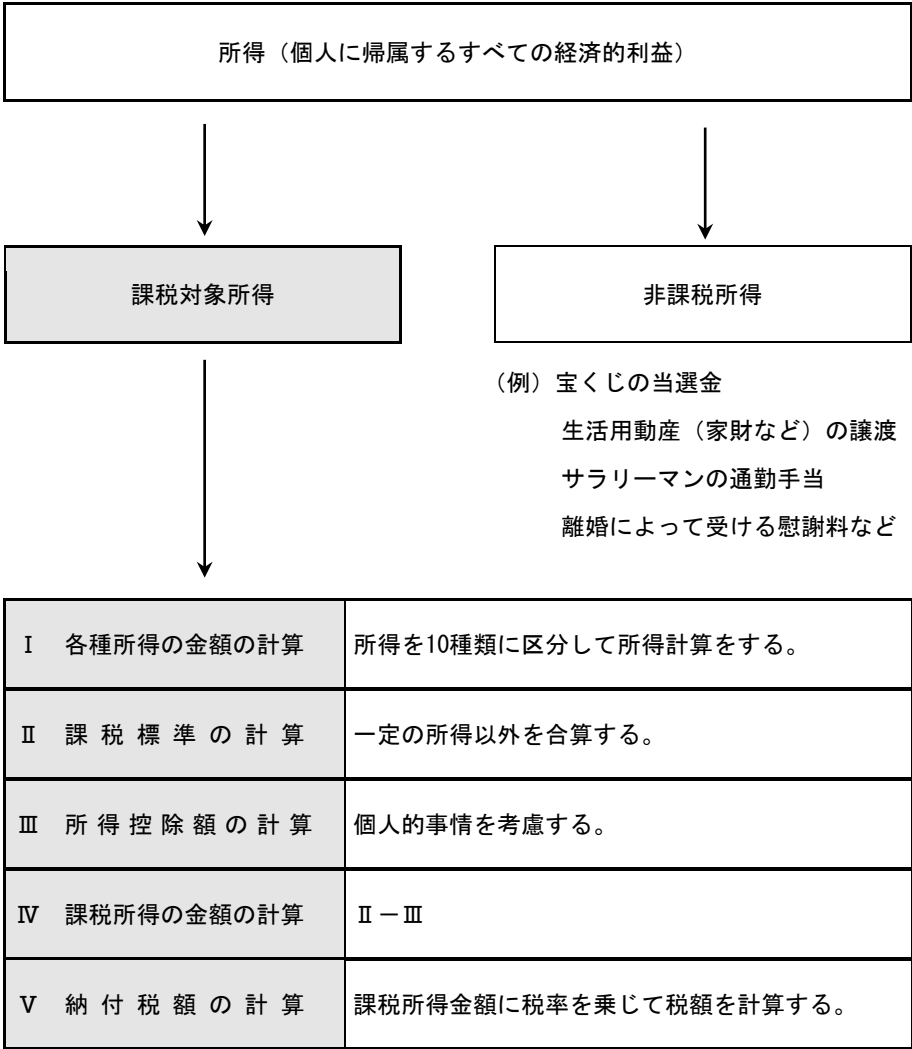
個人については、上記の他、財産を無償で取得することに対する国税として相続税や贈与税(相続税法に規定されています。)がありますが、法人が財産を無償で取得することに対しては法人税が課税されます。

2 所得税の計算の仕組み

(1) 5つの段階で計算

個人が「所得」を稼得した場合に所得税が課税されるわけですが、実際には課税することが適当でないものや政策的に課税することになじまないものもあるため、非課税規定を設けて非課税となるもの以外について所得税を課税することとされています。

なお、所得税の額は、次の5つの段階を経て計算することとなります。



(2) 10種類の各種所得の内容

「所得」の金額というのは、基本的には収入から経費を控除して計算されますが、一口に所得といっても色々なものがあり、それら全部について同様の計算方法とするのは課税上問題がありますので、所得税では、課税される所得をその性格に応じて10種類に区分して計算することになっています。10種類の各種所得の内容は次のとおりです。

1	利子所得 預貯金の利子、公社債の利子など
2	配当所得 株式の配当金、証券投資信託の収益の分配など
3	不動産所得 アパートやマンションなどの不動産の貸付けによる所得
4	事業所得 農業、製造業、物品販売業、サービス業などの「事業」による所得
5	給与所得 給料、賃金、賞与などの所得
6	退職所得 退職金に係る所得
7	山林所得 保有期間が5年を超える山林の譲渡による所得
8	譲渡所得 資産（棚卸資産、山林を除く）の譲渡による所得
9	一時所得 懸賞の賞金品、競馬の払戻金、生命保険金など一時的な所得
10	雑所得 上記1～9以外の所得（作家以外の原稿料収入や年金など）に係る所得

ちなみに、上記の所得は次のように区分することができます。

経 常 所 得	利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得
非 経 常 所 得	退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得

経常所得は、毎年経常的に発生する所得であり、合算して超過累進税率によって課税されますが、非経常所得については、その年にたまたま入ってくるようなものが前提となっているため、税負担の緩和措置が講じられています。

(3) 課税標準の計算

10種類に区分して計算した所得は、課税標準の計算において合算されます。

但し、山林所得と退職所得については、非経常的な所得であることから合算しないで単独で税額計算することになっています。

また、譲渡所得と一時所得については他の所得と合算することになりますが、長期間持っていた資産の譲渡所得や一時所得については、非経常所得であることから2分の1相当額だけしか課税しないことになっています。

山林所得と退職所得以外の所得については、「総所得金額」という課税標準となります。

※ これより先は総所得金額についての税額計算の流れを紹介します。

(4) 税額計算

課税標準から所得控除額を控除して課税所得金額を算定し、これに税率を適用して所得税額を算定します。

なお、所得控除は、その納税義務者の個人的な事情を考慮するための控除で、具体的には、多額の医療費を支払った場合の医療費控除や、扶養している家族がいる場合の配偶者控除や扶養控除などがあります。

また、税率はその納税義務者の課税所得金額に応じて、最低5%～最高45%までの税率となります。

〔所得控除額〕

物 的 控 除	医療費控除 ……原則として医療費が10万円を超える場合、その超える金額を控除できます。	人 的 控 除	配偶者控除 ……配偶者の年間所得が48万円以下（給与収入なら103万円以下）である場合に、原則として38万円を控除できます。
	社会保険料控除 ……国民年金・厚生年金や、健康保険などの保険料の支払額を控除できます。		配偶者特別控除 ……配偶者の年間所得が48万円超133万円以下である場合に、38万円～1万円を控除できます。
	生命保険料控除 ……支払額に応じ、最高4万円（3区分合計で最高12万円）控除できます。		扶養控除（16歳以上の人数分） 親族の年間所得が48万円以下である場合に、原則として38万円を控除できます。
	寄附金控除 ……国や地方自治体、日本赤十字社などに対して、2,000円を超える寄附をした場合、その超える金額を控除できます。		基礎控除 ……原則として48万円控除できます。

〔課税総所得金額の計算〕

総所得金額－所得控除額＝課税総所得金額〔千円未満切捨〕

〔所得税の速算表（超過累進税率）〕

課税総所得金額等	税 率	控 除 額
1,950,000円以下	5 %	－円
1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下	10 %	97,500円
3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下	20 %	427,500円
6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下	23 %	636,000円
9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下	33 %	1,536,000円
18,000,000円超 ～ 40,000,000円以下	40 %	2,796,000円
40,000,000円超	45 %	4,796,000円

2 学習上のメリット（実務との関連性）

所得税の実務といいますと、年に1度の確定申告と思われがちですが、実際には、次のような日常業務（太字の部分）についても所得税法に基づいて行われています。

● 税理士の1年間の主な業務

1月 ⇒ 法定調書の提出、固定資産税（償却資産）の申告書の提出
源泉所得税の納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納期限※2

2月

3月 ⇒ 所得税、消費税（個人）、贈与税の申告書の提出

4月

5月 ⇒ 3月決算の会社の法人税、消費税、事業税、住民税の申告書の提出※1

6月

7月 ⇒ 源泉所得税の納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納期限※2

8月

9月

10月

11月

12月 ⇒ 年末調整

※1 会社によって決算期が異なるため、5月以外の月でも申告書を作成します。

※2 納期の特例を受けていない場合には、その月に徴収した源泉所得税を翌月10日までに納付します。

3 どのような方に向いているか？

- 1 ボリュームの多さに関係なく、実務に有用な科目を勉強したい方
- 2 資産税分野で活躍したい方
- 3 所得税と住民税をセット学習することにより早期合格をしたい方
- 4 コツコツと勉強できる方

テーマ 2

本試験の傾向と対策

1 受験者数・合格者数・合格率の推移

	平成29年 (第67回)	平成30年 (第68回)	令和元年 (第69回)	令和2年 (第70回)	令和3年 (第71回)
受験者数	1,787人	1,704人	1,659人	1,437人	1,350人
合格者数	233人	209人	212人	173人	170人
合格率	13.0%	12.3%	12.8%	12.0%	12.6%

2 出題傾向・難易度（合格ライン）・ボリューム

1 理論

(1) 出題傾向

原則 2 題形式での出題です。平成19年以降、各問の配点は公表されていません。

近年の試験では、具体的な事例に対してその取扱いを述べさせる問題がよく出題されます。

(2) 難易度（合格ライン）・ボリューム ⇒ 令和3年の本試験を基準

難易度 ⇒ やや高かった

合格ライン ⇒ 37点前後

ボリューム ⇒ やや少なかった

2 計算

(1) 出題傾向

近年は、小規模な総合問題が2題程度、又は中規模の総合問題と個別問題の組み合わせでの出題が多いです。

(2) 難易度（合格ライン）・ボリューム ⇒ 令和3年の本試験を基準

難易度 ⇒ 高かった

合格ライン ⇒ 21点前後

ボリューム ⇒ 多かった

3 本試験対策（学習上のポイント）

(1) 理論

単に理論マスターの個別理論の丸暗記だけでなく、問題で問われてことに計算で培った知識を駆使して、自分の言葉で適切に解答できるように、内容を理解しておく必要があります。

(2) 計算

実務的な要素の強い問題が出題されてはいるが、『得点できるところをいかに取りこぼさないか』が、合否の分かれ目になってくる。

したがって、知識を広げるよりは、基礎的な論点をしっかり固めていくのが賢明です。

テーマ 3

8月入学コースの紹介

1 ベーシックコース

ベーシックコースは、理論と計算を体系づけて学習するスタンダードなコースです。複数科目を学習する方や仕事をしながら学習する方も無理なく学習できるようになっています。

8月	5月	7月
基礎・応用期	直前期	
<使用教材> ・テキスト ・トレーニング ・ポイントチェック ・理論マスター ・ミニ・実力テスト インプット中心	<使用教材> ・直前対策テキスト ・理論マスター ・理論ドクター ・答練 ・全国公開模試 アウトプット中心	

2 年内完結＋上級コース

年内完結コースは、本試験で頻繁に出題される計算項目を中心に、年内に受験上必要な項目をほぼ網羅できるコースとなっています。したがって、年内は学習の進捗が速いので、学習時間を比較的多く確保できる方にオススメです。

8月	12月	5月	7月
基礎期	応用期	直前期	
<使用教材> ・基本テキスト ・トレーニング ・ポイントチェック ・理論マスター ・ミニ・実力テスト インプット中心	<使用教材> ・上級テキスト ・トレーニング ・理論マスター ・上級演習 アウトプット中心	<使用教材> ・直前対策テキスト ・理論マスター ・理論ドクター ・答練 ・全国公開模試 アウトプット中心	

3 コースの比較

		ベーシックコース	年内完結＋上級コース
特 徴		T A Cで提供する最もスタンダードなコース	スタートダッシュが決め手の演習重視型のコース
		11カ月間の学習期間を設け、じっくりと実力を養成する	11カ月間の学習期間を設け、全体的にハイペースで学習を進める
		年内1回転、年明け1回転の2回転方式のカリキュラム	年内で学習内容を一通り終え、年明けから実践演習中心の上級コースに合流
具体的カリキュラム	8～12月	基本事項のインプットを中心に行う	基本事項のみならず、応用論点のインプットも行う
	12～4月	基本事項の確認と応用論点のインプット中心	基本事項・応用論点を確認しつつ、毎週実施する「上級演習」でアウトプットトレーニング
	5～7月	改正税法対策、特殊論点対策、答練	同 左
このような方にオススメ		適度な学習ペースで無理なく学習を進めていきたい方	少しでも早く学習範囲の全体像をつかみたい方
		毎日の学習時間に制約があるため、無理せず確実に学習を進めていきたい方	学習時間を比較的多く確保でき、講義の翌日に復習が可能な方
		コツコツと勉強を積み重ねていくことが得意な方	1月以降、演習中心の学習を進めていきたい方
		年明け以降の科目変更の可能性が少ない方	年明け以降の科目変更の可能性のある方